

平成24年度
実施事業

事務事業名 登別市民憲章推進協議会助成金

区分	No	名称
章	6	担いあうまちづくり
節	1	協働のまちづくりの推進
施策	2	まちづくり活動の推進
小分類	1	多彩なまちづくり活動の支援
主要な施策	2	②コミュニティ活動の支援
事務事業番号	004	事業開始年度 昭和 43 年度 事業終了年度 平成 ー 年度 会計種別 一般会計

部 名	総務部	グループ名	企画調整グループ
-----	-----	-------	----------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	市民憲章の周知を図り、市民生活に浸透していくよう努め、豊かな郷土づくりを推進する登別市民憲章推進協議会の活動支援を目的とする。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成24年度の実績を具体的に記入してください)
	市民憲章の普及・啓発などの活動を行っている協議会に対し、活動の支援として助成金を交付する。 【平成24年度の登別市民憲章推進協議会の主な事業実施内容】 《市民憲章推進活動の先進地視察の実施（継続事業）》 室蘭市民憲章推進協議会との意見交換会 《市内の小学生への啓発活動》 ①憲章文印字のクリアファイルを作成し、市内小学校の教員と小学4年生全員に配布（継続事業） ②小学4年生を対象とした啓発標語コンクールを実施（平成24年度新規事業として実施） 《広報のぼりべつを活用した協議会活動の紹介、市民憲章の普及・啓発（継続事業）》 広報のぼりべつ平成24年11月号 《市民憲章掲示板の点検（継続事業）》 市内各公共施設に設置している市民憲章掲示板の老朽化等点検の実施
今後の方向性	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方向性を具体的に記入してください)
	市民憲章の周知を図り、市民生活への更なる浸透を図るため、協議会が実施する普及・啓発等の各種活動に対する支援として助成を継続していく。なお、平成25年度に向け、補助基準及び用途を明確にするため、事業に対する補助制度への転換を図り「登別市民憲章推進事業補助金」として助成する。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称を全て記入してください)
	登別市補助金等の事務取扱に関する規則 登別市民憲章推進事業補助金交付要綱

事業費（財源内訳）の推移

《Plan・Do》

区分		単位	H23年度 決算	H24年度 決算	H25年度 当初予算	H26年度 見込	H27年度 見込
国庫支出金	名称	千円					
道支出金	名称	千円					
地方債	名称	千円					
その他	名称	千円					
一般財源	名称	千円	150	150	150	150	150
事業費 合計			150	150	150	150	150

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	23年度 実績	24年度 実績	25年度 目標	26年度 目標	27年度 目標
成果指標	① 広報紙による市民憲章の普及・啓発	回	目標値	2	2	2	2	2
			実績値	2	1			
	②		目標値					
			実績値					

比較		《 Check 》
平成24年度実施以前又は実施中に見られた課題、問題点等	左記の解決に向け行った取組や対策、工夫等	
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会では、市民のまちづくりの指針である市民憲章の普及・啓発という公益的な活動を行っているが、活動資金となる自主財源の確保が困難な状況である。 ・協議会では、より活発な活動に向けた取組について検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主財源の確保が困難であることから、低コストで効果的な普及・啓発活動を新たにおこなった。 <p>【新たな事業内容】 小学4年生を対象とした啓発標語コンクールの実施。</p>	

担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可） 《 Check 》

1. 事務事業の妥当性について			
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？	<input type="radio"/>	① 市が主体に行うべき事業である	判断理由及びその他所見 市民のまちづくりの基本指針である市民憲章について、市民への浸透を図ることは必要であり、協議会が行う各種活動はその主旨にて実践されていることから、市がその活動支援として助成を行うことは妥当である。
	<input type="radio"/>	② 民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である	
	<input type="radio"/>	③ 国、道、他団体等との連携や広域化が可能である	
	<input type="radio"/>	④ 国、道、民間等の事業と重複・類似している	
2. 事務事業の必要性について			
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？	<input type="radio"/>	① 市民、団体等から具体的な要望がある	判断理由及びその他所見 市民憲章の普及・啓発等の各種実践活動は市民への浸透を図るうえで必要なものであり、その活動にあたる協議会からの助成申請に基づき活動支援として助成を行っている。
	<input type="radio"/>	② 市民アンケートの結果から必要性が高い	
	<input type="radio"/>	③ 社会情勢、地域事情等から必要性が高い	
	<input type="radio"/>	④ 市民の大部分が関連することから必要性が高い	
3. 事務事業の効率性について			
事業内容とコスト(事業費)のバランスがよい効率性の高い事業ですか？	<input type="radio"/>	① 低予算、少労力で高い効果をあげている	判断理由及びその他所見 市民憲章の効率的な啓発・広報について、協議会と共に研究し、少ないコストで大きな効果をあげられるよう努める。
	<input type="radio"/>	② 市で実施するほうが民間委託より効率性が高い	
	<input type="radio"/>	③ 多額の経費や労力を要するがやむを得ない	
	<input type="radio"/>	④ 将来的に効率性を向上できる	
4. 事務事業の成果について			
目的を達成するための成果はあがっていますか？	<input type="radio"/>	① 成果指標の向上が見られる	判断理由及びその他所見 普及・啓発活動など、協議会の継続した活動により市民憲章の市民生活への浸透が図られると考える。
	<input type="radio"/>	② 市民、団体等の声から成果を感じられる	
	<input type="radio"/>	③ 目に見える形で成果があがっている	
	<input type="radio"/>	④ 成果の把握は困難である	

①担当グループによる評価 《 Check 》

維持	左記の評価を選択した具体的な理由(根拠)	市民憲章啓発事業の推進体制の強化と、補助金の使途について透明化を図ることを目的に、平成24年度に新たに策定した「登別市民憲章推進事業補助金交付要綱」に基づき、協議会が行う啓発事業に補助金を交付する。
-----------	----------------------	---

②行政評価会議による評価 《 Check 》

維持	備考	
-----------	----	--